

令和7年度
笹野浄水場
天日乾燥床汚泥運搬処分業務委託

仕 様 書

山形県企業局 置賜電気水道事務所

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 仕様書の適用

この仕様書は、山形県企業局置賜電気水道事務所が発注する笹野浄水場の「令和7年度 笹野浄水場天日乾燥床汚泥運搬処分業務委託」に適用する。

2 委託内容

置賜電気水道事務所笹野浄水場から排出される天日乾燥床発生汚泥の運搬（積込みを含まない）及び処分を一括して委託するものである。

本業務は産業廃棄物の収集運搬及び処分の許可（事業範囲に含まれる）を持つ者が、法に定められた委託基準に従い行うもので、処分にあたっては、再利用を目的とした中間処理を行い、処分後の製品は、建設汚泥のリサイクルに準じて土木資材等としての再利用を図ること。

また、本業務委託は単価契約とする。

3 業務場所

山形県米沢市笹野町字大森下八7409番1

山形県企業局置賜電気水道事務所 笹野浄水場内

4 業務委託範囲・数量

運搬処分予定数量 : 約2,130 t

運搬予定時期 : 令和7年7月、8月、10月、11月

運搬処分予定数量は、あくまでも見込みであり数量を保証するものではない。

本業務を完了するために当然行うべき事項については、本仕様書に記載のない事項であっても適切に実施しなければならない。

5 法令等の遵守

業務の施行にあたり、受注者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「土壤汚染対策法」、「労働基準法」、「最低賃金法」、「労働安全衛生法」等の関係法令を遵守しなければならない。

6 疑義の解釈

仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、又は内容に相互符合しない事項があるときは、双方協議して決定するものとする。

第2節 現場における注意事項

- 1 作業全般において、汚損もしくは、構造物を損傷することのないよう十分注意すること。
- 2 汚損もしくは損傷を与えた場合は、受注者の責任において復旧作業を行い、監督職員の確認を得ること。
- 3 運搬時に一般道路に損害を与えることのないように注意して作業を行い、苦情等のないようにすること。
- 4 第三者に対し損害等を与えた場合は、受注者の責任において処理するものとするが、損害の大きさにかかわらず、遅滞なく監督職員に報告するものとする。

第3節 提出書類

以下の書類を所定の期限まで監督職員に提出すること。

着工前

- ①業務計画書（運搬経路詳細含む）・・・1部
- ②許可の写し、車両の許可証の写し・・・1部
- ③その他必要な書類・・・適宜

完了後

- ①業務完了報告書・・・1部
- ②マニフェスト集計表・・・1部
- ③着工前及び完了写真・・・1部（着工前と完了後を比較できるように撮影。サイズはサービス版）

- ④作業中写真・・・1部（各工程の状況写真を数枚撮影のうえ作業項目を記入。サイズはサービス版）
- ⑤その他必要な書類・・・適宜

第2章 委託内容

第1節 業務内容

1 業務実施時期

本業務は、汚泥の乾燥状態が含水率85%以下になった状態を確認したうえで搬出の指示をするが、実施時期は天候等により不確定であり変更する場合もあるため、監督職員と十分協議を行い対応すること。

2 運搬及び処分方法

運搬にあたっては、産業廃棄物（汚泥）運搬を許可された車両により適正に行うこと。

汚泥の中間処理にあたっては、許可を受けた方式毎に

- i) 固定式の場合は、許可を受けた収集運搬車両により浄水場から搬出のうえ、産業廃棄物処理施設にて中間処理を行うこと。
- ii) 移動式の場合は、許可を受けた移動式産業廃棄物処理施設を浄水場に搬入のうえ、中間処理を行うこと。中間処理後の製品は、直ちに浄水場外に搬出すること。なお、いずれの場合も汚泥又は中間処理後の製品を浄水場内に仮置き等をしないこと。

3 実施上の留意点

処分する汚泥の積込みは、別途契約の天日乾燥床維持管理業務委託業者が実施するため、搬出日時の調整、搬出する汚泥の量に見合った車両の手配、確保については、関係者間で十分な調整を行うこと。

4 処分数量の確認と報告

- ・処分数量は次の方法で数量を確定する。

※運搬に使用するダンプトラックの標準容積又はサンプリングした汚泥の単位重量により算定した容積、あるいは処理機械の計量器による容積をもって処分数量を確定する。（双方協議のうえ、数量の計量方法を決定する）

- ・汚泥搬出の実施毎に数量について報告すること。
- ・処分数量は、マニフェストの合計処分量（小数第2位までとし、3位以下は切り捨て）により行う。

5 再生利用状況の報告

- (1) 受託者は、汚泥処分にあたり、中間処理を行い再生利用した状況について、報告すること。

なお、契約期間内に全ての汚泥の再利用状況が確定していない場合は、再利用がなされた時点で、その報告を行わなければならない。

再生利用の報告は、9月末及び2月末に別添様式にて、監督職員に提出すること。（契約期間外においても同じ様式で提出のこと）

- (2) 必要と認めるときは、委託した産業廃棄物の再利用の状況報告又は現地確認を求めることができる。速やかに報告又は対応しなければならない。ただし受注者の機密に関する部分については、この限りでない。これは、契約期間にかかわらず委託した産業廃棄物が全量再生利用されるまでの期間とする。

6 マニフェスト

山形県企業局は、「電子マニフェストシステム」に加入しているため、原則、運搬収集及び中間処理の産業廃棄物の管理は、電子マニフェストによるものとする。

なお、これがかない場合は、収集・運搬業務については、それぞれ運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で、処分業務については、マニフェストD票で代えることができる。

7 委託料の支払い

- (1) 業務委託料は、上記により確認した処分数量に、消費税相当額を含まない単価を乗じ、その金額に消費税相当額（10%）を加算した額とする。（一円未満の端数が生じる場合は、一円未満を切り捨てる）

- (2) 業務委託料の支払いは、業務が完了したときは、業務完了報告書を提出し検査を受け、検査合格後請求書を提出する。

8 その他留意点

- (1) 既設備の損傷には、十分に気を付けること。特に、汚泥搬出作業時や大型車両の搬入時に路面へ損傷を与えないよう、必要に応じて養生等を行うこと。運搬時についても一般道路等に損害を与えないよう留意すること。
- (2) 浄水場構内外での作業にあたっては、作業箇所以外に汚泥の飛散等が無いように留意するとともに、必要な措置を講じること。
- (3) 受注者は、作業期間中、交通及び施設管理上支障とならないよう現場管理を行うと共に、機械、資材等を仮置きする場合は、指定場所に整理のうえ保管すること。
- (4) 本仕様書、業務委託契約書に定めのない項目は、発注者、受注者協議のうえ決定するものとする。

令和7年度 汚泥処分(再利用)実績報告書

[illegible]